

地域密着型 小規模 特別養護老人ホーム あおやま の利用料金表別表（平成30年4月1日現在）

介護保険の費用		(介護保険負担割合が1割での計算)	
1:	ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費	利用単位	利用料(月額)
	要介護 1	644 単位	約 673 円
	要介護 2	712 単位	約 744 円
	要介護 3	785 単位	約 821 円
	要介護 4	854 単位	約 893 円
	要介護 5	922 単位	約 964 円
2:	看護体制加算(Ⅰ)	12 単位	約 13 円
3:	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	46 単位	約 48 円
4:	若年性認知症受入加算	120 単位	約 126 円
5:	外泊時費用加算(月6日限度)	246 単位	約 257 円
6:	初期加算(入所日から30日間)	30 単位	約 32 円
7:	退所後訪問相談援助加算(1回)	460 単位	約 481 円
	退所時相談援助加算(1回)	400 単位	約 418 円
	退所前連携加算(1回)	500 単位	約 523 円
8:	日常生活継続支援加算	46 単位	約 48 円
9:	経口維持加算(Ⅰ)	400 単位	約 418 円
	経口維持加算(Ⅱ)	100 単位	約 105 円
10:	口腔衛生管理体制加算(月)	30 単位	約 32 円
11:	口腔衛生管理加算(月)	90 単位	約 94 円
12:	療養食加算(回)	6 単位	約 7 円
13:	栄養マネジメント加算	14 単位	約 15 円
14:	再入所時栄養連携加算(1回のみ)	400 単位	約 418 円
15:	生活機能向上連携加算(月)	200 単位	約 209 円
16:	排泄支援加算(月)	100 単位	約 105 円
17:	褥瘡マネジメント加算(月)	10 単位	約 11 円
18:	看取り加算Ⅰ(死去日)	1280 単位	約 1338 円
	看取り加算Ⅰ(死去日前日～3日まで)	680 単位	約 711 円
	看取り加算Ⅰ(死去日4日前～30日まで)	144 単位	約 151 円
19:	在宅復帰支援機能加算	10 単位	約 11 円
20:	在宅・入所相互利用加算(3ヶ月を限度)	40 単位	約 42 円
21:	認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日を限度)	200 単位	約 209 円
22:	サービス体制強化加算(Ⅰ)イ	18 単位	約 19 円
23:	介護職員処遇改善加算(Ⅰ):利用総単位数×83/1000の1割分		
介護保険以外の費用			
24:	居住費(介護保険負担限度額認定第4段階の方)		3,000 円
	居住費(介護保険負担限度額認定第3段階の方)		1,310 円
	居住費(介護保険負担限度額認定第2段階の方)		820 円
	居住費(介護保険負担限度額認定第1段階の方)		820 円
25:	食材費(第4段階の方:朝食290円:昼食おやつ710円:夕食600円)		1,600 円
	食材費(介護保険負担限度額認定第3段階の方)		650 円
	食材費(介護保険負担限度額認定第2段階の方)		390 円
	食材費(介護保険負担限度額認定第1段階の方)		300 円
介護保険以外の個別にかかる費用(入所者様個々の希望により生じる費用)			
26:	各種証明書(診断書):2,160円(検査料は除く):税込み	36:	死後の処置料:15,000円:税込み
27:	居室確保料:1,970円/日:税込み	37:	個人で使用される日用品費(*一律に施設が提供する以外の品): 実費(おしぼり5円/1枚、シャンプー・ボディーソープ50円/月、かみ そり20円/本、バスタオル30円/1枚、ティッシュペーパー50円/箱 等):税込み
28:	理美容代:実費(2,100～6,300円):税込み		
29:	インフルエンザ等の予防接種代:実費	38:	個々の希望で参加されるレクリエーション・クラブ等の材料費:実費
30:	特別な食事(行事食):実費	39:	個々の希望で飲食される喫茶代(飲み物代50円～):税込み
31:	医療費・薬代:実費	40:	預かり金管理手数料*利用があった月:500円/月:税込み
32:	嗜好品購入費:実費	41:	26～40以外で、入所者から徴収することが適当と思われる介護保険 サービス給付と重複しないサービスや物品等の利用・購入費:実費 (事前に入所者ご家族様に説明、同意を得たものに限る)
33:	外食費(出前):実費		
34:	電気代:(私物家電製品1点につき)30円/1日:税込み		
35:	私物業者クリーニング代:実費		

* 介護保険法施行規則第83条の6の規定により、食材費に要する費用及び居住に要する費用について、介護保険負担額認定証の交付を受けた方については、当該認定証に記載されている負担限度額とする。又、外泊中も居住費は徴収できるものとする。但し、入院又は外泊中のペットを他の方で利用する場合は、当該入所者から居住費を徴収をいたしません。

* 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合は相当額に変更する。又、その変更内容、事由について1ヵ月前までに説明するものとする。但し、介護保険保険給付額等の改正及び施行日時の都合により、1ヶ月前に通知できない場合は、変更内容等決まり次第説明するものとする。

* 上記介護保険費用は月締めでの計算処理になり、上記金額の日額合計額と月締めでの金額に多少の差異が生じる場合があります。

* 上記以外で、費用が生じる場合は、事前に金額提示を行い利用者及びご家族に説明を行い、同意を得て費用の徴収を行う。

* 要介護3:非課税第3段階で高額サービス費での計算で約86,000円+医療費等(請求額90,000円+医療費)市からの返金前

* 要介護3:非課税第2段階で高額サービス費での計算で約53,000円+医療費等(請求額66,000円+医療費):市からの返金前